

**<所定疾患施設療養費Ⅱについて>**

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定疾患を発症した場合における施設内での対応について、以下の要件を満たした場合に評価されます。当施設でも入所者の方の健康管理の為に今後も所定疾患施設療養費Ⅱを適切に算定し、厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費Ⅱの算定状況を公表いたします。

**<算定要件>**

1. 所定疾患施設療養費Ⅱの対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
  - ・ 肺炎(検査を行った場合に限る)    ・ 尿路感染症(検査を行った場合に限る)    ・ 带状疱疹    ・ 蜂窩織炎

※ 入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

※ 同一の入所者について1月に1回、連続する10日を限度として算定する。

※ 緊急時施設療養費を算定した日は算定しない。
2. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
3. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
4. 介護老人保健施設サービスを行う医師が感染症対策に関する研修を受講していること。

**<疾患別の主な治療内容>(投薬、検査、注射、処置等の内容)**

肺炎	聴診、血液検査、X-P、抗生剤の点滴注射(生食+ペントシリン、生食+セフトリアキソンナトリウム)、内服(セフカペンピボキシル錠、レボフロキサシン錠)、水分補給(点滴、経口補水)、喀痰吸引など診察結果に基づいた必要な治療
尿路感染症	尿検査、血液検査、抗生剤の点滴注射・内服(セフカペンピボキシル錠、レボフロキサシン錠、アモキシシリンカプセル)、水分補給(点滴、経口補水)など診察結果に基づいた必要な治療
带状疱疹	抗ウイルス剤の内服、消炎鎮痛剤を用いた必要な治療
蜂窩織炎	抗生剤の点滴注射(生食+ペントシリン、生食+セフトリアキソンナトリウム)、内服(セフカペンピボキシル錠)

**<令和4年度 所定疾患施設療養費算定状況>**

利用月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
算定人数		6	5	5	3	3	4	8	6	4	7	1	6	58	
算定日数		45	33	31	16	24	24	35	51	23	48	10	36	376	
算定内訳	肺炎	人数	2	2	2	1	1	2	2			2		1	15
		日数	20	12	10	2	10	13	6			20		1	94
	尿路感染	人数	3	3	3	2	1	2	5	5	2	2		3	31
		日数	15	21	21	14	4	11	27	41	11	11		25	201
	带状疱疹	人数													0
		日数													0
	蜂窩織炎	人数	1				1		1	1	2	3	1	2	12
		日数	10				10		2	10	12	17	10	10	81